I 登別市障がい者支援計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

市は、「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年の「国際障害者年」を契機に、昭和57年に障がい者施策に関する初の長期計画である「障害者に関する長期行動計画」、平成3年に「障害者のまちづくり指針」、平成11年に障がい者施策を総合的に取り組むための「障がい者福祉計画」を策定(平成18年・25年に計画見直し)し、障がい者施策の基本的考え方である「障がいのある人もない人もお互いを尊重しあえる社会づくり」の普及や障がい者等の社会参加への支援などを進めてまいりました。

また、平成18年に障害福祉サービス量等の必要見込量と、その見込量を確保するための方策及び障がい者等の地域生活を支援する施策を定めた「登別市障がい福祉計画」を策定(平成21年・24年に計画見直し)して、本市におけるサービス提供体制等の計画的な整備に努めてまいりました。

この間、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)が施行されたほか、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されるなど、障がい者等を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢を踏まえ、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会の実現に向け、障がい者等の自立と社会参加の支援等のための本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの「登別市障がい福祉計画」と「登別市障がい者福祉計画」を一本化した「登別市障がい者支援計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

本計画では、計画期間の平成29年度以降を見据え、障がいのある方の高齢化や重度化、親亡き後の地域生活の継続的な支援にも目を向け、将来にわたって障がいのある方とその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを進めてまいります。

2 国・北海道の動向

国は、「すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障がい者等の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るため、計画期間である概ね5年間に講ずべき障がい者施策の基本的な方向を定めた「障害者基本計画」(平成25年度~29年度)を策定しました。

近年、国においては、国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備を進めてきました。平成23年の障害者基本法の改正では、日常生活や社会生活において障がい者等が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生ずるといういわゆる社会モデルに基づく障がい者等の概念や、「障害者権利条約」にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

また、平成24年には障害者総合支援法が、平成25年には障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が制定されました。こうした国内法の整備を受け、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、同年2月に効力を発することとなりました。

一方、北海道では、平成15年に策定した「北海道障害者基本計画」(平成15年度~平成24年度)の考え方を基本としながら、平成25年度に「第2期北海道障がい者基本計画」(平成25年度~平成34年度)を策定し、これまでの障がい者施策の変遷や、国が進めている「障害者の権利に関する条約」の締結などに向けた制度改革の動き、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(以下「北海道障がい者条例」という。)の推進状況などを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を図ることとしています。